

令和6年度いじめ防止基本方針 旭市立古城小学校

令和6年4月1日改定

I いじめ防止等のための対策に関する基本理念

1 目的

いじめ防止等のための対策は、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、地域や家庭、関係機関・団体等との連携をより実効的なものにすることが重要である。旭市・旭市教育委員会が平成31年3月1日策定の基本方針を受け、学校におけるいじめへの組織的対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための対策に取り組むために定める。これにより、全職員が共通理解を図り、強固な姿勢で、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 いじめの定義 千葉県いじめ防止対策推進条例 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わない当該児童と何らかの人間関係を指す。

(1) 古城小児童には以下のようにわかりやすい表現で定義

古城小学校で考える「いじめ」とは、ある人に一方的に、一人または何人かが行ういやがらせや暴力、言葉の暴力のことである。また、そのようなことをされたお友達が、心や体に苦しみを感じているものをいう。（インターネット上にいじめも含む）

※ 児童の感じる被害性に着目、いじめに該当するのか見極めることが必要。「けんかやふざけ合い」であっても、いじめとして背景にある事情を調査する。

(2) 留意点

- ① 児童が行った行為がいじめを意図して行った行為でなく、また、1回のみで継続して行われた行為でなくても、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。
- ② 「いじめ」の中には、犯罪行為として取扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報が必要なものも含まれる。（重大事態）これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要である。

3 基本理念

- (1) 「いじめを絶対に許さない」という姿勢を教職員が示す。
- (2) 児童が自ら「いじめは絶対に許されない行為である」と正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行う。
- (3) いじめを受けた児童及びいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識し、関係機関と関係者の連携のもと取り組む。
- (3) いじめ防止等のための対策は、学校が中心となって行うものである。
- (4) いじめ防止等のための対策は、市教育委員会や保護者、関係機関や団体、その他の関係者が学校と協力し、または、直接的にこの対策を実施する。
- (5) 情報提供したことなどに児童が不安感を持つことが無いよう、具体的な方法を確立した上で、「学校がいじめに関する情報を強く求めている」「情報提供者の秘密を厳守する」等の約束をしっかりと行う。（児童と教職員の信頼関係を醸成する。）
- (6) 学校教育目標の重点目標「心豊かな子（笑顔）」の育成を目指し、考え、議論する道徳授業や積極的な生徒指導の充実を図り、児童の心の教育を大切にする。

4 いじめ防止等に関する基本的考え方

(1) いじめ防止

①学級担任等

- ・日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

②養護教諭

- ・学校保健委員会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

③生徒指導担当

- ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関との情報交換に努め、連携を図る。

④その他

- ・法教育の視点から人権問題や他者をいじめることにより発生する責任についての具体的指導（インターネット上のいじめは、刑法上名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る）
- ・他者を尊重する気持ちを養い、自己肯定感を高め、自信を持たせるなど、不安感やストレス等に適切に対処できる力を育む。
- ・学校、保護者や家庭、地域、関係機関や団体が一体となっていじめ防止等のための対策への取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

①学級担任等

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。
- ・児童との雑談や日記などを活用し、交友関係や悩みなどを把握する。
- ・個人面談や教育相談などを適宜行う。

②養護教諭

- ・児童との雑談やふれあいの中で、児童の様子に目を配る、機会を捉え悩みを聞く。
- ・相談ポストに寄せられた児童の悩みを受け止め、相談に応じたり担任に相談したりする。

③生徒指導担当

- ・毎月1回のアンケート調査や教育相談の実施、職員会議での気になる児童の共通理解などを計画的に進める。
- ・相談窓口の職員、相談ポストの活用など、様々な相談場所があることを周知する。

ア 月に1度のアンケート調査

イ 教育相談月間（個別面談）

ウ 相談窓口となる先生の周知

工 相談ポストの設置・周知

才 千葉県等の相談窓口の周知

力 「いじめ防止等に関する対策」についての教職員研修

④その他

- ・打ち合わせや職員会議において、いじめ等生徒指導に関わる情報交換の場を位置づけ、いじめの早期発見に努める。
- ・タブレット端末による「毎日の記録」アンケートを実施し、心と体の変化を早期に把握し、教育相談に活かす。

(3) いじめに対する措置

①情報収集

- ・発見、通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして正確な実態把握に努める。（目につかない聞き取り場所・複数の場合は同時刻・個別で聞き取り、複数での対応）

②指導支援体制

- ・臨時いじめ防止推進委員会開催（校長 教頭 教務 担任 生徒指導担当長欠担当 道徳教育推進教師 養護教諭 スクール・カウンセラー（必要に応じて））し、指導支援体制を組む。
- ・組織として対応し、家庭、市教育委員会と連携を密にし、重大事態の時は、警察や児童相談所など関係機関と速やかに連携を図る。

③子どもへの指導・支援

ア いじめられた児童に対応する教員

- ・いじめを受けた児童及びいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命及

び心身を保護することが何よりも重要であり、それらの児童を徹底して守り通すことを伝え、不安を除去できるように努める。

- ・いじめられている児童の自尊感情を低下させないように留意する。

イ いじめた児童に対応する教員

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童が抱える様々な問題など、いじめの背景にも目を向け、不満やストレスなどに適切に対応できる力をはぐくむ。

ウ 保護者との連携

- ・家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝える。（被害者・加害者双方）
- ・いじめを受けた児童及びいじめを受けた児童を助けようとした児童の生命及び心身を保護することが何よりも重要であり、それらの児童を徹底して守り通すこと、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去できるように努める。
- ・学級担任を含め、複数の職員で対応する。

エ その他

- ・いじめが発生した学級、部活動などの集団の状況を把握、指導を継続的に行う。
- ・再発防止を徹底する。

5 いじめ防止基本方針の活用について

- (1) 古城小学校いじめ防止基本方針の意義と方針に基づく対応と組織として一貫した対応のあり方を全職員で研修する。
- (2) 教職員がいじめ問題を抱え込み、情報を共有しないことは法の規定に違反し得ることを理解する。
- (3) 学校ホームページへ掲載し、児童・保護者等に周知する。

6 地域や家庭との連携

- (1) 平素から学校関係者と地域、家庭との連携（学校公開、面談、学校を核とした「1000か所ミニ集会」等の活用）を図る。
- (2) 学校と家庭と地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

II いじめ防止推進委員会（いじめ対策組織）

1 基本方針

いじめの防止・早期発見及びいじめへの対処について、児童の人権尊重と尊厳の維持、教育を受ける権利の保持、健全な心身の育成を図る。

2 組織の構成

構 成 員	主 な 役 割	
校内 いじめ防止 推進委員会 (特別委員 会の生徒指 導委員会が これにあた る)	<ul style="list-style-type: none"> ○校長 ○教頭 ○教務 ○生徒指導担当 ○長欠担当 ○道徳教育推進教師 ○養護教諭 ○スクール・カウンセラー (必要に応じて) 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な委員会の開催 ○日常的に職員から情報を収集し、共通理解を図る。 ○タブレットを活用した毎日の記録の実施と確認 ○児童対象アンケートの実施と集約(毎月) (いじめゼロアンケート、生活実態アンケート) ○教育相談の実施(6月・9月・1月) ○校内研修の実施 ○相談窓口の設置・周知 ○人権教育の推進
学校関係者 いじめ防止 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○校長・教頭 ○学校運営協議会 ○スクール・カウンセラー (必要に応じて) 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な推進委員会への参加 ○地域での情報を交換・収集し、必要に応じて対策の改善を図る。
拡大 いじめ防止 推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○上記構成員 ○スクール・カウンセラー ○市教育委員会担当者 ○駐在所警察官 	<ul style="list-style-type: none"> ○重大な事態への対応

III 年間計画

月	活 動 内 容	関 連 活 動
4	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回校内いじめ防止推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画の確認 ・いじめ防止基本方針の見直し ○SOSの出し方に関する教育 ○職員研修 <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針の職員共通理解 ○相談箱や相談窓口担当者の周知 ○いじめ防止基本方針について保護者会等での説明 □児童アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○千葉県「いじめ防止啓発強化月間」 ○始業式 ○1年生を迎える会 ○保護者会での説明 ○家庭訪問(自宅確認) ○個別面談(希望者) ○相談窓口の設置・周知・掲示物作成
5	<ul style="list-style-type: none"> ※第1回北総教育事務所セクハラアンケート □児童アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ◇古城地区社会福祉協議会総会 ○心肺蘇生研修(職員)
6	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談月間 □児童アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○いのちを考える親子標語づくり ◇親和会総会(予定)
7	<ul style="list-style-type: none"> ※第2回北総教育事務所セクハラアンケート ○第1回学校関係者いじめ防止推進委員会 ○第2回校内いじめ防止推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・相談ポストの状況 ・校内生徒指導報告状況 □児童アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○「いのち大切にするキャンペーン」(道徳授業公開・啓発) ○学校評議員会 ○保護者会 ○学校評価(保護者アンケート) ◇干潟地区小中学校健全育成会議(各校校長・生徒指導担当・PTA会長・駐在・旭市教育委員会) ○1学期を振り返って

8		○校外補導
9	※第3回北総教育事務所セクハラアンケート ○教育相談月間	○相談窓口の周知
10	□児童アンケート ○第2回学校関係者いじめ防止推進委員会	◎いじめ撲滅キャンペーン ○学校運営協議会 ○「1000か所ミニ集会」 ○スマートフォン/携帯電話/SNS教室
11	※第4回北総教育事務所セクハラアンケート □児童アンケート	○古城っ子フェスタ ○校内マラソン大会
12	□2学期を振り返って（反省） ○第3回校内いじめ防止推進委員会 ・児童アンケートについて □児童アンケート	◎人権週間 ○保護者会（個別面談） ○5・6年薬物乱用防止教室隔年実施 (令和6年度は実施なし)
1	○教育相談月間 ※県教育委員会セクハラアンケート □児童アンケート	○学校公開 ○全校なわとび教室 ○全校いじめ防止の授業実践 ○5・6年いのちの輝き教室隔年実施 ○学校保健委員会 ○学校評価（保護者アンケート）
2	□児童アンケート ・今年度の反省と次年度に向けての方策	
3	□児童アンケート □1年を振り返って ○いじめ防止推進会議	○6年生を送る会 ○学校運営協議会 ○卒業証書授与式・修了式
常時活動	○相談窓口（教頭・教育相談担当・セクハラ相談窓口担当） ○教育相談箱（養護教諭） ○古城地区社会福祉協議会員・保護者等の情報交換 ○職員会議での情報交換と具体的対策	

IV いじめの未然防止

1 全ての教育活動において実践

- (1) 様々な教育活動を通じ、「いじめは絶対に許されない」ことを児童に理解させ、「いじめを許さない」という雰囲気を学級を通して学校全体につくりあげる。
- (2) 子どもたち自身がいじめの問題について、学び、考え、行動でき、実践的な取組を推進する。
- (3) 子どもたちに、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを教えること（法教育の視点）で、いじめの行為により発生する法的な責任を、実例をもとに学習し、いじめに向かわない態度や能力を育成していく。
- (4) 特に配慮が必要な児童については教職員が個々の特性を理解し、情報を共有し、該当児童のニーズや特性などを踏まえた指導や支援を行う。
(発達障害、LGBT、東日本大震災・原発事故避難児童、各種感染症など)

2 道徳教育の充実

- (1) 特別な教科道徳の時間を中心に、教育活動全体において、互いの人権や命の尊さ、家族愛や友情、思いやりの心情を育てる。
- (2) 特別な教科道徳の時間を中心に、「いじめは絶対に許されない犯罪行為である」「いじめを認知しながら放置しない」ことを正しく認識させる。また、道徳映像教材を活用した取組やいじめ問題について「考え、議論する」授業を開催する。

3 体験活動の充実

- (1) 望ましい人間関係の充実を目指し、宿泊体験活動や異学年交流などを推進する。
- (2) 縦割り活動を多く取り入れ、異学年交流することで思いやりの心を育てる。

4 授業の充実

- (1) 『生徒指導の機能を生かした授業づくり』（「自己決定の場」、「自己存在感自覚の場」、「共感的人間関係作り」）をすすめる。
- (2) 「楽しい授業」、「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- (3) 発言や集団への関わりに消極的な児童に対する適切な支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるようにする。
- (4) 過度な競争意識や勝敗にこだわりすぎるような指導はせず、挑戦したり努力したりした過程を称賛する。

5 豊かな人間関係の構築

- (1) 「いのちを大切にするキャンペーン」に全校一斉に取り組み、人権や生命の尊重、互いの信頼関係について考えさせる機会を設ける。
- (2) 家庭、地域との関わりを大切にした活動の充実を図る。
- (3) 各学年とも豊かな人間関係づくりプログラム（ピア・サポート）を、計画的に実践し、好ましい人間関係を醸成する。

6 関係諸機関との連携

- (1) 専門家を講師に招聘して「スマートフォン・SNS教室」を実施する。（10月）
- (2) 道徳授業を全学級で展開し、家庭との連携を図る。（7月）
- (3) 学校関係者いじめ防止推進委員会を定期的に開き、情報交換・情報収集をするとともに、対策の改善等について検討する。
- (4) 生徒指導関係や教育相談関係の諸機関との連携を密にし、情報を共有する。

V いじめの早期発見について

1 相談体制の整備・情報収集

- (1) 児童アンケートを毎月実施する。
- (2) 校内に設置してある教育相談箱の活用を呼びかけ、情報を収集する。
- (3) 教育相談月間（6・9・1月）を設け、児童と直接対話できる機会を設ける。
- (4) 相談窓口（教頭・教育相談担当）を設け・定期的に周知し、いつでも相談できるようにする。
- (5) 職員会議や打合わせ等による職員間の情報共有を密にすることで、児童の言動や様子に対してアンテナを高くする。

2 保護者、地域の住民への啓発

- (1) 「学校いじめ基本方針」を学校ホームページに掲載及び周知し、学校のいじめ対策について理解と協力が得られるように努める。
- (2) いじめにつながるような子どもの変化の特徴を示し、気がかりな点等があったら、学校に連絡、相談する等の啓発活動をする。（連絡窓口）

3 日常生活の変化を見逃さない

- (1) 休み時間や諸活動での児童相互の人間関係について観察をし、気づいた点を記録し、保管することにより、情報の共有といじめの早期発見に取り組む。

VI いじめの相談、通報について

- 1 学校におけるいじめの相談窓口・・・養護教諭、人権教育担当、生徒指導主任
※ 相談窓口の先生の周知を繰り返す。
- 2 「話す勇気」について具体的に説明し、躊躇なく相談、通報できるように児童に促す。その際、秘密を厳守する。
- 3 いじめに関する情報提供が周囲に知られずすむよう十分に配慮し、秘密を厳守する。

4 学校以外のいじめの相談・通報窓口

- (1) 学校の電話番号（68-2421）を周知し、様々な方法で相談できることを知らせる。

- (2) いじめ相談室・電話相談等へのいじめの訴えや相談方法を児童の家庭に周知。

・24時間子どもSOSダイヤル（全国共通ダイヤル）	0120-0-78310
・子どもの人権110番（千葉地方法務局人権擁護課）	0120-007-110
・ヤングテレホン（千葉県警察少年センター）	0120-783-497
・子どもと親のサポートセンター	0120-415-446

E-mail saposoudan@chiba-c.ed.jp

・千葉いのちの電話	043-227-3900
・ライトハウス ちば（千葉県子ども・若者総合相談センター）	043-420-8066

E-mail lighthouse@abeam.ocn.ne.jp

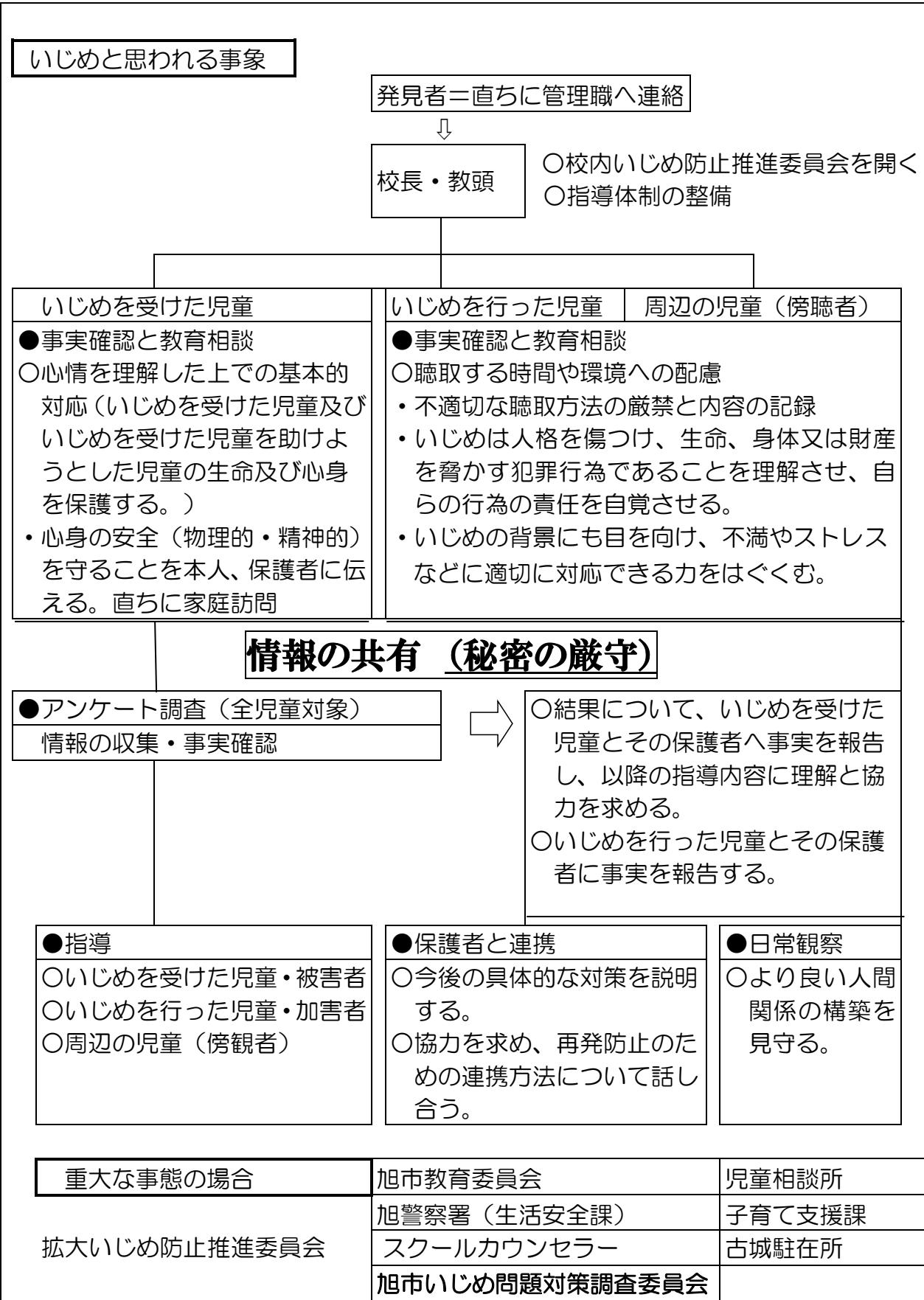
- (3) 子どもの人権SOSミニレター

VII いじめを認知した場合の対応について（対応図参照）

危機管理のさしすせそ

（⑤最悪を想定し、①慎重に、④素早く、②誠意を持って、③組織的な対応）

【いじめを認知した場合の対応】



1 早急の報告と対応

- (1) いじめに関する電話や相談を受けた職員は、速やかに校長、教頭に報告する。
いじめの情報を報告・共有する義務があることを確認する。
- (2) 該当児童の学級担任は、他の教職員の協力を得ながら、周囲の児童などから速やかに事実確認する。
- (3) いじめ防止基本方針「対応マニュアル」にそって組織で対応する。
- (4) いじめ対応に係る記録を残し、情報の共有と、その蓄積をする。
- (5) 市教育委員会へ速やかに報告する。

2 委員会立ち上げと対応協議

- (1) いじめの事実が確認された場合は、学級担任はいじめの行為を指導し、即刻その行為をやめさせる。
- (2) 校長は、臨時「校内いじめ防止推進委員会」を開き、対応について協議する。
- (3) 指導体制を整え、対応する職員の役割分担を明確にし、共通理解を図る。

3 保護者への対応

いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の保護者に、状況説明と指導の経緯、今後の対応について説明し、理解と協力を得る。

VIII 指導について

1 いじめを受けた児童・保護者への対応

- (1) いじめを受けた児童の学習環境の復帰を目指し、保護者と連携を図りながら、必要に応じて一定期間、別室で学習できるように配慮する。
- (2) 精神的なダメージがある場合には、スクール・カウンセラーによるカウンセリングなど、回復する手段を講じる。
- (3) 保護者には、事実と原因や今後の指導について説明する。安心して学校生活が送れるよう、メンタル的なケアについて、支援方法を話し合う。
- (4) 複数の相談窓口となる教職員を充てる。

2 いじめを行った児童・保護者への対応

- (1) 「いじめは絶対に許されない」ことをしっかりと指導する。
- (2) いじめを行った理由や背景について聴取し、不適切な行動や言動について指導する。(いじめを受けた児童やその情報を提供した児童を守る。)
- (3) 人間関係改善、信頼を回復するための手立てについて助言する。
- (4) 保護者には、事実と原因や今後の指導について説明する。いじめを受けた児童や、その情報を提供した児童への圧力を加えないよう配慮を要請する。

3 全体指導

- (1) 「いじめは絶対に許されない」「いじめを認知しながら放置しない」「いじめのない環境づくり」について再確認と指導を行う。
- (2) もし、いじめに関わる行為を見かけたり聞いたりした場合は、勇気をもって先生に話すことを再確認と指導を行う。

IX 重大事態の対処について

1 重大事態についての規準

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

2 重大事態が発生した場合の対応

- (1) 校長は、重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会に連絡する。
- (2) 必要に応じて、警察に通報する。
- (3) 校長は、速やかに「拡大いじめ防止推進委員会」メンバーを招集し、対応を検討する。

X 公表、点検、評価等について

1 基本方針の公表

「学校いじめ防止基本方針」の概要については、ホームページ上で公表する。

2 いじめについての調査

- (1) 定期的な「児童アンケート」や「学校生活アンケート」を実施する。
(1か月に1回)
- (2) アンケート調査などにおいて、児童がSOSを求めるような記入があった場合、必ず学校が対応することを周知徹底する。

3 取組についての評価

- (1) 学校評価保護者アンケートにいじめに関する内容を盛り込み、意見を収集する。
- (2) 年度末に、今年度の取組についての評価を所属職員から収集する。
- (3) 年度末の「学校いじめ防止推進委員会」で、基本方針の見直しを行い、工夫・改善を加える。

XI いじめの解消他

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事象も勘案して判断する。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
 - ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3カ月を目安とする）
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ①いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点で、被害者児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
 - ②被害者児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。
 - ③いじめが再発する可能性があることを踏まえ、注意深く観察する。
- (3) 教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響があることを十分に認識して、指導に充たる。